

令和 6 年度

定期監査(事務監査)結果報告書
(後 期)

令和 7 年 3 月 28 日提出

登米市監査委員

令和6年度定期監査（事務監査）後期の結果について、登米市監査基準第20条第1項に基づき、次のとおり報告する。

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査の対象

- (1) 予算の執行事務（収入、支出）
- (2) 契約事務（工事、業務委託等）
- (3) 財産管理事務（公有財産、物品）
- (4) その他（補助金交付等）

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種事務の執行が法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げているかを検証するとともに、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き実施した。

4 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、事務事業の状況について関係職員から説明を聴取し現状の把握をした。

また、登米市監査基準第19条に基づき、対象部署から監査委員の講評に対する弁明又は見解の聴取を行った。

5 監査の日程

後期日程については、令和7年1月10日から同年2月10日まで、下記の部署を対象に実施した。

実施月日	対 象 部 署	
1月10日	総務部	人事課
		政策推進室
		総務課
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
1月14日	総務部	防災危機対策室
		市長公室
		税務課
1月16日	まちづくり推進部	財政経営課
		市民協働課
1月17日	まちづくり推進部	まちづくり推進課、DX推進室
	議会	議会事務局
	会計課、契約検査室	

実施月日	対 象 部 署	
1月28日	医療局	米谷病院、上沼診療所、訪問看護ステーション米谷
1月29日	医療局	豊里病院、訪問看護ステーション豊里 豊里老人保健施設
1月30日	医療局	登米市民病院（管理課、医事課） 経営管理課、経営企画課、よねやま診療所、登米診療所、津山診療所
1月31日	上下水道部	水道施設課
		下水道施設課
		経営総務課
2月4日	東和総合支所	市民課
	教育委員会	東和教育事務所
	中田総合支所	市民課
	教育委員会	中田教育事務所
2月5日	登米総合支所	市民課
	教育委員会	登米教育事務所
	津山総合支所	市民課
	教育委員会	津山教育事務所
2月6日	豊里総合支所	市民課
	教育委員会	豊里教育事務所
	米山総合支所	市民課
	教育委員会	米山教育事務所
2月7日	迫総合支所	市民課
	教育委員会	迫教育事務所
	石越総合支所	市民課
	教育委員会	石越教育事務所
2月10日	南方総合支所	市民課
	教育委員会	南方教育事務所

6 監査の執行者

監査委員 中津川 源 正

監査委員 千 葉 良 悦

監査委員 岩 淵 正 宏

7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

各部署に共通する項目は総括事項に、部署ごとに改善を必要とする事項については、指摘事項に記述するとおりである。

また、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、指導事項として関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

なお、監査結果の指摘事項に対して措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知されたい。

【総括事項】

総括事項は、事務事業を遂行するために各部署での共通認識と検証が必要な事項である。それぞれの事務事業について、何に基づいて行っているのかを常に意識し、根拠法令等をしっかりと理解の上、事務処理にあたられたい。

(1) 予算執行について

事業の実施及び予算の執行については、おおむね計画どおり執行されている。今後も計画どおりの予算執行に努められたい。

また、次年度へ繰り越す事業については、適切な事務手続きを行うとともに、早期の完了に向けて計画的な事業の進行管理に努められたい。

(2) 債権管理について

債権管理においては、定期的な電話連絡や訪問などの納付勧奨のほか、回収強化月間を設定するなど、未収金解消に向け積極的に取り組んだ部署もあり、改善が図られてきている。しかし、一部の部署においては未収金が引き続き増加しており、早期の改善を求めたところである。

未収金の解消が進まない債権への対応については、極めて難しく時間を要することも想定されるが、取組を一步前進させ、各種手引きやフロー等の考え方に沿った計画的な債権管理を実施されたい。

(3) 適正な事務処理について

これまでの監査において指摘した内容や口頭で改善を促したものについては、多くの部署で改善されていた。しかし、一部の部署においては次の事例などが繰り返されていることから、改めて、決裁者をはじめ部署全体で確認し合い、適正な事務処理を行うよう努められたい。

ア 現金取扱簿、金庫等点検記録簿、切手等受払簿について、取扱者及び確認者の押印漏れ、帳簿の未作成など、不適切な事務処理が見受けられた。また、文書管理においては、文書の收受日付印や決裁日付印の押印漏れ、通知発送時における施行日の未記入などが散見された。

公金等取扱マニュアルや文書取扱規程などをしっかりと確認され、事務処理

に努められたい。

イ 市が事務局を担当する団体において、起案書や出納簿の会長決裁欄に押印のないものが散見された。団体規則で決裁者を別に定めている場合を除き、会長決裁印の押印が必要と思われることから、実情に沿った規則の整理を含め、適切な事務処理にあたられたい。

また、一部団体において、支払いの際、立替払いが行われていた。団体の現金、預金等は準公金であるが、公金等取扱マニュアルでは、準公金は公金に準ずるとされていることから、適切な取扱いに努められたい。

ウ 契約事務において、特例随意契約の発注見直し及び契約締結状況の公表が行われていないものや見積合わせ時の見積書の封筒がないもの、当初の設計を精査することで避けられた変更契約が見受けられた。契約規則や各種法令等を遵守し、適正な事務処理を徹底されたい。

【指摘事項】

監査において、次のとおり改善を要する事例が認められたので、関係法令に基づいた適正な事務処理をされたい。

(1) 総務部

■総務課

公金の取扱いについて、金庫受入簿の金額誤りや確認漏れ、切手受払簿の取扱者等の押印漏れ、月末時の残高未照合などが見受けられた。また、文書管理では、收受印の押印漏れや施行日の未記載、市が事務局を担当する団体の会長印の押印漏れが見られた。これらの事務処理については、これまでの定期監査や決算審査で改善を促していたにもかかわらず、誤った処理が繰り返されている状況である。改めて、公金等取扱マニュアルや文書取扱規程を確認するなどし、適正な事務処理の徹底とチェック体制の強化にあたられたい。

(2) 総合支所

■中田総合支所

公金の取扱いにおいて、金庫等点検記録簿が作成されていなかった。常に不祥事や事故の発生防止を意識し、公金等取扱マニュアルを確認の上、適正に管理されたい。

■津山総合支所

年度をまたいで貸付契約をした土地の貸付料について、契約した年度に一括で納入されていた。本来、地方自治法第 208 条第 2 項に定められた会計年度及びその独立の原則に基づき、年度ごとに調定し、納入することが正しい事務手続きで

はないかと思われる。

また、土地賃貸借契約に伴い、翌年度分とするための日付のない請求書を受領し保管する不適切な事務が見受けられた。このことについても、当該年度ごとに事務手続きがなされるべきと考えられることから、適正な契約事務を徹底されたい。

- 8 前回（令和5年度定期監査（事務監査）（後期））指摘事項の処理状況について**
前回の監査において、指摘する事項はなかった。